

ひとり親家庭を支援 ～就労や資格取得～

◆就業相談

就業や資格取得、生活相談など個別に専門員が応じる。  
**【日時・場所】**いずれも10時～16時。  
 ◇第2火曜日…子ども支援課  
 ◇第4火曜日…西支所保健福祉係。

**【申し込み方法】**電話で府ひとり親家庭自立支援センター(☎0773・23・2771)へ。

◆高等職業訓練促進事業

ひとり親家庭の親が、看護師、准看護師、美容師、保育士、調理師などの資格取得のために、1年以上養成機関で修業する場合に「高等職業訓練促進給付金」を支給。また、卒業後に「修了支援給付金」を支給。

**【対象】**本市に住所があるひとり親家庭の親で、次の要件を満たす人

- ◇児童扶養手当を受給か同等の所得水準にある
- ◇養成機関で1年以上の教育課程を修業し、対象資格の取得が見込まれる
- ◇就業(育児含む)と修業の両立が困難と認められる
- ◇過去に同事業による給付を受けたことがない

**【その他】**要件を満たすと返還免除になる入学準備金と就職準備金の貸し付け制度もあり。

▶詳しくは、子ども支援課(☎66・1094)へ。

「わがまちの名木」の育樹活動を支援

長年にわたり、私たちのまちの歴史や文化、人々の暮らしを見守り続けてきた「わがまちの名木」の育樹活動に助成します。

**【対象団体】**次の要件をすべて満たすこと

- ◇市内に住所がある団体
- ◇複数の構成員からなり自主的・組織的な活動ができる
- ◇継続して適切な維持管理ができる
- ◇土地の所有者と樹木の管理者の了承を得ている

**【対象経費】**

- ◇樹木医による診断費(現地までの交通費なども含む)
- ◇診断結果に基づく施肥などの資材費など

**【補助率】**補助対象経費の2分の1以内(上限30万円)

※助成の可否や助成額は審査で決定

**【申し込み方法】**

8月31日(木)までに所定の用紙(農林課備え付け。市ホームページからダウンロード可)で。

▶詳しくは、森づくり推進委員会(農林課内、☎66・1030)へ。

◆自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の親が介護職員初任者研修や医療事務など、厚生労働省指定の教育訓練講座を受講する場合に入学金や受講料などの一部を支給。

**【対象】**市内在住のひとり親家庭の親で次の要件を満たす人

- ◇児童扶養手当を受給か同等の所得水準にある
- ◇就職に必要な講座である
- ◇過去に本事業による給付を受けたことがない

※受講申し込み前に指定を受けることが必要

▶詳しくは、子ども支援課(☎66・1094)へ。

◆高等学校卒業程度認定試験合格支援

ひとり親家庭の親かその子どもが高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し、適職につくため必要と認められた場合に、対象講座(通信制含む)受講費用の一部を助成。

**【対象】**20歳未満の子どもを扶養している市内在住のひとり親家庭の親かその子どもで、次の全ての要件を満たしている人

- ◇児童扶養手当を受給か同等の所得水準にある世帯
- ◇高等学校を卒業していないか大学入試資格検定・高等学校卒業程度認定試験に合格していない
- ◇高等学校に在籍して単位を取得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象者でない

▶詳しくは、子ども支援課(☎66・1094)へ。

森林整備・緑化活動を支援

森づくり推進委員会では、市民の皆さんや企業・団体からいただいた緑の募金を活用し、市内で行われる植樹などの緑化活動や森林保全活動などに助成します。

**【対象団体】**

- 次の要件をすべて満たすこと
- ◇市内に住所を有する団体
- ◇複数の構成員からなり、自主的・組織的な活動ができる
- ◇継続して適切な維持管理ができる
- ◇土地の所有者または管理者の承諾を得ている

**【助成金額】**

- ◇森林保全活動、研究・啓発活動…上限10万円
- ◇植樹活動…上限5万円 ※多数の場合は選考

**【申し込み方法】**

8月31日(木)までに所定の用紙(農林課備え付け。市ホームページからダウンロード可)で。

▶詳しくは、森づくり推進委員会(農林課内、☎66・1030)へ。

国民健康保険・後期高齢者医療のお知らせ

◆国民健康保険(国保)高齢受給者証を送付

70歳～74歳の人に交付している「舞鶴市国民健康保険高齢受給者証」は7月31日(月)が有効期限。7月下旬に新しい証を送付。

◆後期高齢者医療被保険者証を送付

75歳以上の人か65～74歳で一定の障害の認定を受けている人に交付している「後期高齢者医療被保険者証」は7月31日(月)が有効期限。7月下旬までに新しい証を郵便書留で送付。新しい証(オレンジ色)は届いた日から使用できます。

◆後期高齢者医療保険料の納入通知書と決定通知書を送付

平成28年中の所得に基づき算定した、29年度の後期高齢者医療保険料が決定。納入通知書と保険料額決定通知書を7月中旬に送付します。

《**軽減率が変わる**》特例的に実施されてきた後期高齢者医療の保険料の軽減率が4月分から変わります。詳しくは、通知書に同封のチラシを確認を。



「社会を明るくする運動」強化月間

7月は“社会を明るくする運動”の強化月間。

この運動は、犯罪の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい地域社会を築こうとする全国的な運動です。犯罪や非行をなくすためには、立ち直りを決意した人を決して過ちに帰さないことが大切であり、立ち直りを支える「地域のチカラ」が必要です。

犯罪のない幸福で明るい社会を願うシンボルである「幸福(しあわせ)の黄色い羽根」を胸に取り込まれる“社会を明るくする運動”にご理解とご協力をお願いします。

《福祉企画課》



▲更生保護イメージキャラクター「更生ペンギンのホゴちゃん」

◆8月から70歳以上の高額療養費の自己負担限度額が変更

70歳以上の人で所得区分が「現役並み所得者」と「一般」の人の高額療養費の自己負担限度額が8月診療分以降変わります。国保加入者は、6月中旬に送付済の国保料納入通知書に同封のチラシを確認を。市ホームページにも掲載。後期高齢者は、7月中旬に送付する保険証に同封のチラシを確認を。65歳以上で老人医療(福祉医療費受給者証(老))も自己負担限度額が変わります。詳しくは、7月中旬に送付する受給者証に同封されるチラシを確認を。

◆限度額適用認定証の更新

病院の窓口での支払いが限度額までとなる「限度額適用認定証」と市府民税が非課税世帯の人で、入院中の食事が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」は7月31日(月)が有効期限。更新の手続きは、保険証・印鑑・本人確認書類(免許証など)・本人や世帯主のマイナンバーが分かるものを持って保険医療課か西支所保健福祉係へ。なお、後期高齢者(75歳以上)は手続き不要(ただし、新規申請は手続きが必要)。新しい証は7月中旬に送付予定。

▶詳しくは、保険医療課(☎国民健康保険…☎66・1106

◆後期高齢者医療…☎66・1075)へ。

一般競争入札による市有財産の売却

市が所有する未利用財産を一般競争入札で売却。

**【入札日時】**7月31日(月)14時

**【物件】**◇松陰未利用地(宅地)

字松陰小字嶋崎5番1 180.64平方メートル

**【その他】**落札されなかったものはその後、先着順受け付けにて予定価格で売却。

**【申し込み方法】**7月19日(水)までに、参加申込書(資産活用課備え付け。市ホームページからもダウンロード可)に必要書類を添えて、郵送か持参で資産活用課へ。郵送の場合19日(水)17時必着。

▶詳しくは、資産活用課(☎66・1045)へ。

市街化調整区域の街づくりを考える説明会

市街化調整区域でまちづくりを進めるための地区計画制度の説明会を実施します。両日とも同じ内容。

**【日時・場所】**

◇7月25日(火)19時～20時…市役所別館

◇7月27日(木)19時～20時…西駅交流センター

▶詳しくは、都市計画課(☎66・1048)へ。

